

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

1. 背景

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日より施行され、法人も未成年者の後見人の地位につくことが可能となる。本改正に伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「省令」という。）を以下のとおり改正することとしたい。

2. 現行制度の概要

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）では、特定事業者（同法第11条第3項）は、再商品化義務量（同法第11条から第13条まで）の全部又は一部について再商品化をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないこととしている（同法第15条第1項）。

上記の認定基準として、当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合することを求めている（同項第1号）。

その基準の一つに、未成年者が再商品化に必要な行為を実施する者となる場合の当該未成年者の法定代理人に係る欠格事由を規定している（省令第12条第1号へ）。

3. 改正の趣旨

（第12条第1号へ）

民法等改正法の施行に伴い、未成年後見制度が見直され、未成年後見人に法人を選任することが可能となり、未成年後見人である法人の意思決定にその役員が影響を及ぼすこととなる。現行の同規則は、法定代理人に法人を想定したものではないことから、「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」と改正することとする。

具体的には、第12条第1号へ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加えることとする。

（第12条第1号ロ）

また、「法令における漢字使用等について」に基づき、第12条第1号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改めることとする。

なお、民法等改正法附則第33条において、廃棄物処理法における一般廃棄物処理業の許可に係る欠格事由（廃棄物処理法第7条第5項第4号チ）について、同趣旨の改正がなされたところ。

4．今後のスケジュール

公布 平成24年3月下旬

施行 平成24年4月1日